

ご注意ください！

確定申告する方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

「ワンストップ特例を申請しても適用されない場合」とは…

- **医療費控除の申告などのため確定申告をした、または住民税の申告をした場合**
- **6団体以上にワンストップ特例を申請した場合**
- **寄附した翌年の1月1日の住所が、申請書に記載された市町村でなくなったが 変更の届出がされていない場合**

※ ワンストップ特例を申請した後で、町外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに飯島町役場に届け出れば特例が適用されます。

上記の「ワンストップ特例が適用されない場合」に該当した方が、ふるさと納税にかかる寄附金控除を受ける場合は…

⇒ **確定申告をして、寄附金控除について申告をしていただく必要があります。**

※ 医療費控除等のための確定申告または住民税申告をされる場合は、同時に寄附金控除についても申告をしてください。

(参考)ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

